

(仮称)日光市まちづくり基本条例(案)の解説

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条 - 第 3 条)

第 2 章 各主体の権利と責務(第 4 条 - 第 6 条)

第 3 章 まちづくり団体(第 7 条 - 第 10 条)

第 4 章 情報共有(第 11 条 - 第 13 条)

第 5 章 まちづくりへの参画(第 14 条 - 第 15 条)

第 6 章 協働(パートナーシップ)体制の整備(第 16 条 - 第 18 条)

第 7 章 住民投票(第 19 条)

第 8 章 行政及び財政の運営(第 20 条 - 第 22 条)

第 9 章 連携(第 23 条 - 第 25 条)

第 10 章 条例の位置付け(第 26 条 - 第 28 条)

前文

わたしたちのまち日光市は、四季折々の豊かな自然、そして歴史を語る文化的・産業的遺産など、世界に誇る多くの財産や良質な温泉資源を有しています。

そして、先人たちはこの恵まれたまち日光に誇りを持ち、心をひとつにこの貴重な財産を守り育んできました。

“日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい。”

時の流れとともに見失いつつある「心」。私たち日光市民は、先人の残してくれた自然や文化、産業などの貴重な恵みを活かしながら、未来にわたって愛し続けることができるまち“心を感じるまち日光”を力を合わせて創っていかなければなりません。

“私たちにできることがある。私たちがすべきことがある。”

それは、まさに市民一人ひとりが自ら考え、決定し、行動すること、すなわち、主体的にまちづくりに関わることです。

私たちは、このまちづくりを通して、人と人との絆の大切さを再認識し、豊かな心を育て、互助の精神を身につけた元気な市民となることができるのです。子どもからお年寄りまでのみんなの元気、私たちの暮らす地域の元気、それが日光市の元気へとつながって、市民自治のまちの実現に向けた大きな力となるのです。

私たちは日光を愛する市民として、一人ひとりの心を大切にし、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を創るため、日光市の最高規範としてこの条例を制定します。

【解説】

「前文イメージ図」のとおり

前文イメージ図

前段(日光市のイメージ・日光らしさ)

《日光市の貴重な財産》

日光国立公園に代表される多様な自然資源

ラムサール条約登録湿地「奥日光の湿原」
高山植物の宝庫「鬼怒沼湿原」
渓谷美を誇る「鬼怒川」「渡良瀬川」
ふるさとの風景が残る「里地の景観」

歴史を語る文化資源・産業資源

世界遺産「日光の社寺」
唯一の特別天然記念物、特別史跡二重指定「日光杉並木街道」
日本の近代化を支えた「足尾銅山施設」

良質な温泉資源

全国有数の温泉地「鬼怒川温泉」
「川治温泉・湯西川温泉・奥鬼怒温泉郷・日光湯元温泉」

～先人たちの想い～

「ふるさと日光」に対する誇り

人と人とのつながりのなかで心をひとつに守り育ててきた財産・伝統・文化

私たちのまち、ふるさと「日光」は

どのようなまちでありたいか・・・

“日光市は住んでいる人も訪れる人も「心」を感じるまちでありたい”

文明の発達に伴って「心」が忘れ去られている現代社会
今、失われているのが日本人の心

心とは・・・

すべての土台となるもの・・・育てるもの・・・将来の日光を守るためのもの・・・

私たちの想いは・・・

先人の残してくれた貴重な財産を守り、活かしていきたい

これからの子どもたちのために、未来に向かって愛し続けられるようなまちでありたい

そのために・・・

心を感じるまち「日光」の実現

を目指したい

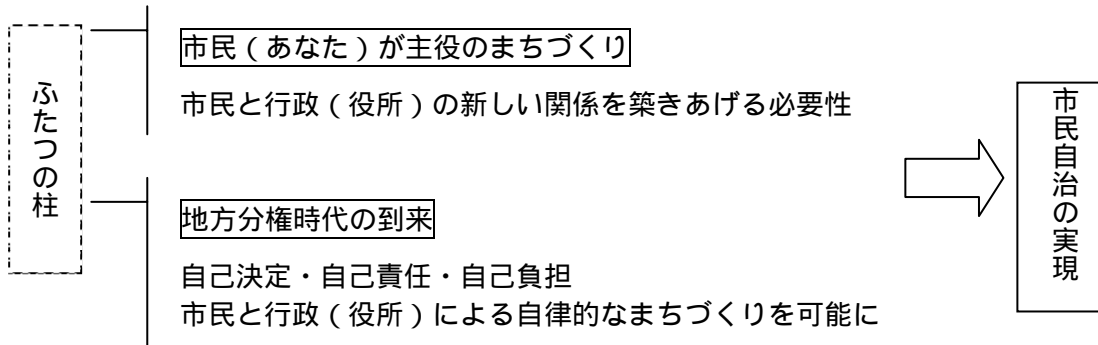
そして、「国際観光都市」として訪れる人(観光客)にもそう感じてもらいたい・・・》

そのために、私たち日光市民は

どうしていきべきなのか・・・

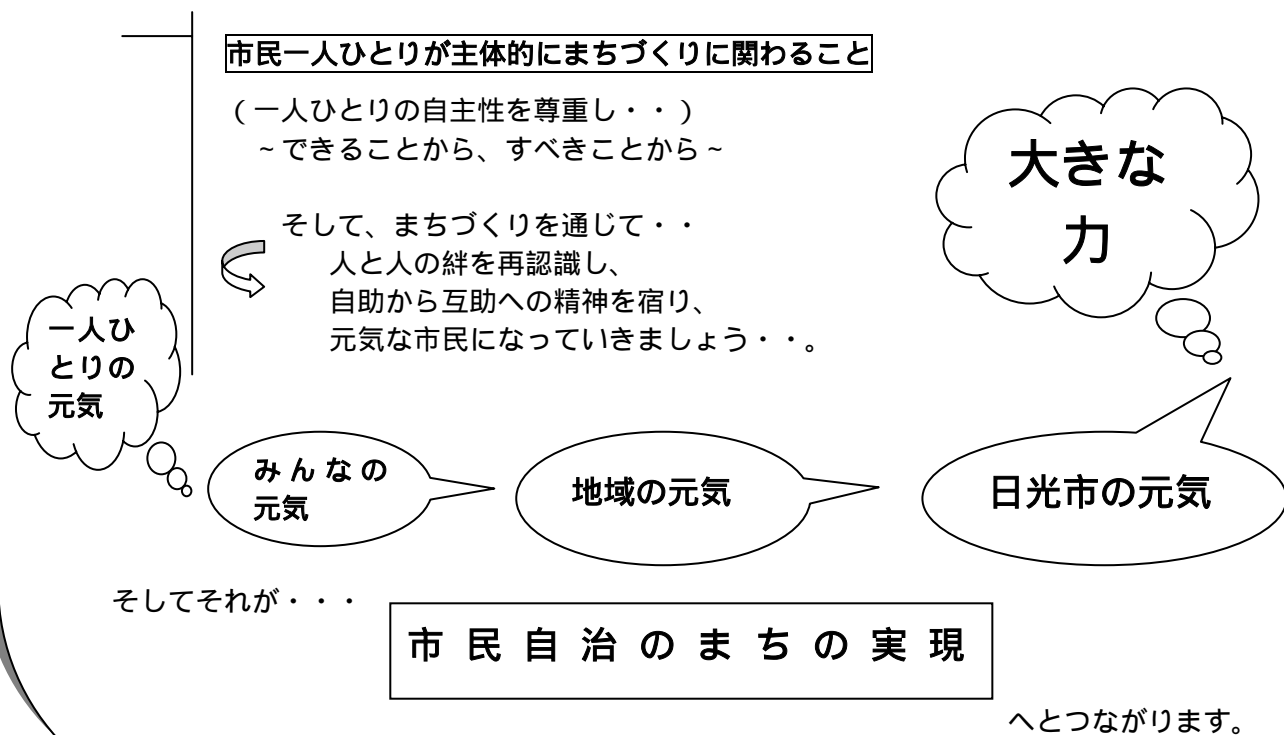
“ 私たちにできることがある。私たちにすべきことがある。 ”

条例制定の背景



* 市民自治とは・・・「市民一人ひとりが自ら考え、決定し、行動すること」

～市民自治の実現に向けて必要なこと、それは・・・～



後段（条例制定のねらい）

“一人ひとりの心を大切にし、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を創る”

日光市の最高規範としての条例であり・・・

心をキーワードに・・・

市民がこの条例とともに自治意識の心を高め、成長していくことを期待し・・・

この条例は不変のものではなく、成長した市民によって更なる成長を・・・

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、日光市のまちづくりに関する基本理念を定め、市民及び市の責務を明らかにするとともに、市が行うまちづくり施策の基本的事項を定め、もって多様な価値観を認め合う、市民自治の実現を図ることを目的とする。

【解説】

この条例の目的を定めています。

基本理念とは「共有・参画・協働」を指し、基本的事項とはその実現に向けた原則（守るべきもの）となるものです。

それらをもとに、市民一人ひとりが持つ多様な価値観を尊重しながら、地方自治の本旨である市民自治の実現（市民が主役のまちづくり）を目指すものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり

自分たちの住む集落、地域及び市全体を将来にわたって暮らしやすく、快適なものとしていくための公益的な取り組み

(2) 市民

日光市に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内において活動する団体(営利、非営利を問わない。)

(3) 共有

市民と市、または市民同士が情報や資源などを共に持つこと。

(4) 参画

市民がまちづくりに主体的に関わり、行動し、責任を果たすこと。

(5) 協働

市民と市が、お互いの役割と責任のもとに、まちづくりのために共に考え、協力し、行動すること。

【解説】

この条例のキーワードとなる用語の意義を定めています。

それぞれの言葉は、一般的に多種・多様な意味を持っていますが、本条例では単一的かつ包括的な表現で表すこととしました。

まちづくり 様々な活動や取り組みが想定されるので、概念的な言葉として使用します。

市民 居住する市民だけでなく、様々な団体なども位置づけています。

共有 情報だけでなく、資源・責任・負担・課題及び成果についても共有します。

参画 市民としての責任を果たす関わりであり、参加も参画への過程として含まれるものです。

(基本理念)

第3条 まちづくりは、市民と市が情報、資源及び課題を共有し、市民が主体的に参画し、市民と市が相互理解と信頼のもとに協働して行われなければならない。

2 市民と市は、まちづくりに関する情報、資源、責任、負担、課題及び成果を互いに共有することを基本としなければならない。

3 市は、まちづくりにおける市民の参画を保障するとともに、市民は、自主的、自立的に参画する権利と責務を有するものとする。

4 市民と市は、まちづくりにおいて、互いの立場を尊重し、また、市民一人ひとりの基本的人権と多様な価値観を認め合いながら協働の推進に努めなければならない。

【解説】

この条例の柱となる「共有・参画・協働」を基本理念として定めたものです。

市民と市が様々なものを共有し、市民は主体的に参画し、それによって互いに理解し、信頼しまちづくりをしていくことが一番の柱であると考えています。

共有とは、情報だけでなく、資源や責任、負担、課題、成果など、メリット・デメリットも互いに共有していくといった意味合いから具体的に例示しています。

参画については、市はその仕組みづくりを行うことが主であり、市民は参画する権利と責務の双方を持つものとしています。

それらをもとに、市民と市は互いの立場を理解しあいながら協働の推進に努めなければなりません、そのなかでは市民一人ひとりの基本的人権と多様な価値観は認め合わなければならないとしています。

第2章 各主体の権利と責務

（市民の権利）

第4条 市民は、まちづくりの主体であり、自らまちづくりに関しての意見を述べるとともに、参画する権利を有する。

2 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有する。

3 市民は、まちづくりに参画するための情報を知ることができる。

4 市民は、まちづくりへの参画、不参画によって、不利益な扱いを受けない。ただし、参画することにより、自分たちの地域を一層暮らしやすく、快適なものとしていくことができる。

【解説】

まちづくりの主役である「市民」の権利を定めたものです。

「参画する権利」と「情報を知る権利」を有するとしています。特に将来の日光市を支える若者のために、20歳未満の青少年がまちづくりに参画する権利を別に定めました。

また、市民一人ひとりの基本的人権と多様な価値観を認め合うことから、参画、不参画で不利益を受けないとしています。参画することでまちがよくなっていくことができると定めることにより、市民の意識向上を図っています。

（市民の責務）

第5条 市民は、第3条の基本理念に則り、共有、参画、協働を基本とし、まちづくりに参画しようとする意識を持つものとする。

2 市民は、まちづくりに参画するにあたり、自主性と自立性を持つとともに、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

【解説】

前条の権利に対し、責務について定めたものです。

市と協働して、市民が主役のまちづくりを推進していくためには重要な部分であり、市民の意識向上を図るものとしています。

また、市民一人ひとりが自ら考え、自己決定・自己責任による市民自治を実現していくために、「自らの発言と行動に責任を持つ」ことを定め、批判や行政依存ではなく、建設的な提言・提案・行動が図れるようにしました。

(市の責務)

第6条 市は、第3条の基本理念に則り、共有、参画、協働を基本とし、市民自治の振興を図らなければならない。

2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報を分かりやすく提供するとともに、説明責任及び応答責任を果たさなければならない。

3 市は、より多くの市民がまちづくりに参画できるよう、多様な参画方法を用意しなければならない。

4 市は、市民の自治能力形成のため、市民の自主的、自立的活動を支援し、協働に努めなければならない。

【解説】

主役である市民と協働してまちづくりを進めるパートナーである市の責務(原則)を定めたものです。市役所は「市民に役に立つ所」であり、「共有・参画・協働」による市民自治の振興に努めなければなりません。

そのために、情報提供はもちろんのこと、市民に対する説明責任及び応答責任を責務として定めています。

また、状況に適した市民参画の仕組みづくりに努めるとともに、市民の自治能力向上のため、その後押し(支援)を担うのが市の役割であると決めました。

第3章 まちづくり団体

(定義)

第7条 まちづくり団体とは、自治会や市民活動団体など、市民がお互いに助け合い、思いやりのある社会を形成するために組織している団体及び集団をいう。

【解説】

まちづくり団体の定義を定めたものです。

第3章では互助機能の形成において重要な役割を担う自治会や、まちづくりの重要な担い手であり、県内有数の活動数がある市民活動団体について単独の章立てとして、その重要性を訴えています。

(役割)

第8条 まちづくり団体は、お互いの自主性と主体性を尊重するとともに、思いやりのあるまちづくりを目指し、互いに連携し助け合うものとする。

【解説】

まちづくり団体の役割について定めたものです。

それぞれの団体が独自性を持ちながらも、互いに連携しあいながら、よりよいまちづくりが図れることを目指すものです。

人員不足等により、効果的な活動が行えない団体同士が、ひとつの目的のもとに一緒になって活動していくといったことも想定しています。

(自治会)

第9条 市民は、互助による活動を行っている自治会に参画し、地域に根ざしたまちづくりに努めるものとする。

2 市は、自治会の自主性と主体性を尊重し、その活動に対し必要な支援をするものとする。

【解説】

自治会について定めたものです。

少子高齢化が進行するなかで、日光市は特に高齢化が高く、俗にいう限界集落が多数存在しています。そのなかで、地区の互助機能を担う自治会は重要な地縁団体であり、市民は積極的に参加し、市はそれに対し支援をしていく必要があります。

（市民活動団体）

第10条 市民は、市内に活動の拠点を置き、ボランティア活動など営利を目的としない団体である市民活動団体に参画し、それぞれの目的に応じたまちづくりに努めるものとする。

2 市は、市民活動団体の自主性と主体性を尊重し、その活動に対し必要な支援をするものとする。

【解説】

日光市の特色でもある市民活動団体について定めたものです。

地縁団体とは別に、共通の目的のもとに形成される市民活動団体は、まちづくりを担う重要な団体であり、今後、市民の積極的な参加により、多様な団体が増え、市や企業、他の団体と協働してまちづくりが進むことを期待します。

第4章 情報共有

（情報の共有）

第11条 市は、市民の知る権利を尊重し、市民と市が互いに情報を共有するために、市のまちづくりに関する情報を市民に分かりやすい形で提供しなければならない。

2 市は、まちづくりに関する条例の制定や施策の実施においては、その過程において、市民から広く意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表するように努めなければならない。

【解説】

参画への欠かせない条件である市民と市の情報共有の原則について定めたものです。

市が市民の知る権利を尊重し、説明責任を果たすためには、それぞれの過程において適正で多様な方法を用意する必要があります。

情報の共有は、市民と市が互いに課題を共有するためのものであり、その情報はより有効に活用していかなければならないと考えます。

（説明・応答の責任）

第12条 市は、まちづくりに関する事項に関し、市民に分かりやすく説明する責任を負わなければならない。

2 市は、市民からの意見、要望等に対し、速やかに応答する責任を負わなければならない。

3 市民は、必要により応答する場合や意見、要望等を述べる際には、常に公共性を意識するように努めなければならない。

【解説】

情報共有のひとつである説明責任、応答責任について定めたものです。

協働のまちづくりを推進するためには、市は、市民に対し情報を提供するだけでなく、わかりやすく説明する責任があります。

また、お互いの信頼関係を築くため、市は市民からの意見、要望に対し、速やかに応答する一方、市民は意見、要望を述べるに際し、公共性を意識する必要があると考えます。

（個人情報の保護）

第13条 市は、個人の権利及び利益を守るために、個人に関する情報の保護に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

【解説】

市民の基本的な人権を尊重し、擁護するために個人情報の保護を定めたものです。

第5章 まちづくりへの参画

（市の役割）

第14条 市は、市のまちづくりに関する条例の制定や計画の策定及び施策の実施にあたっては、その企画立案、実施、評価等の各段階において、わかりやすく情報を提供し、市民が参画できるように努めなければならない。

2 市は、まちづくりへの市民の参画が保障されるよう、多様な参画方法を用意しなければならない。

【解説】

市民のまちづくり参画に向けた市の役割を定めたものです。

これまでも様々な場面で、市民参加・参画は取り入れられてきていますが、まだ不十分であると考えます。今後は、状況に応じ、企画立案、実施、評価といったそれぞれの過程において多用な市民参画の仕組みづくりが必要です。

また、団体長の充て職や、市の原案に対し市民が意見を述べるのみといった従来によく見られた方式を検討していく必要があると考えます。

（市民の役割）

第15条 市民は、市のまちづくりに関する条例の制定や計画の策定及び施策の実施にあたっては、その企画立案、実施、評価等の各段階において、自主的、主体的に参画するように努めなければならない。

【解説】

市民のまちづくり参画に向けた市民の役割を定めたものです。

市が行う仕組みづくりに対し、市民が参画というかたちで応えるものです。

第6章 協働（パートナーシップ）体制の整備

（協働のための環境整備）

第16条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるために、人材育成、活動拠点、情報提供などの協働を支える環境を整備するものとする。

【解説】

市民と市の協働体制を整備することにより、まちづくりを推進していくことを定めたものです。

環境整備の主は市にあると考えますが、市民と市がそれぞれの立場や役割を自覚しながら、相互に補完・協力していくことにより、信頼を基盤とした協力関係を築いていくことができます。

（生涯学習によるまちづくり）

第17条 市民と市は、誰もが自ら学びたいときにいつでも学べる環境を整えるように努め、生涯学習を通じたまちづくりを積極的に進めるものとする。

2 市は、市民の自治能力形成を支援し、まちづくりへの参画を促進するために、生涯にわたる多様な学習機会を提供するとともに、その学習成果をまちづくりに生かすことができるように努めるものとする。

【解説】

生涯学習によるまちづくりについて述べたものです。

ここでいう生涯学習は社会教育に限らず、学校教育を含めた広い概念として使用しています。

子どもからお年寄りまで、様々な場面での学習成果を生かしながら、地域社会の活性化を図っていくことは重要であり、そのためには市民と市による生涯学習の推進が不可欠となります。

(人づくり)

第18条 市民は、協働の大切さを認識するために、様々な機会をとらえて、まちづくりに関する学習に努めるものとする。

2 市は、市民との協働によるまちづくりをより確かなものとするために、様々な機会をとらえて、市職員等の研修や学習に努めるものとする。

【解説】

協働を推し進めるなかで、その基本となる個人、人づくりについて述べたものです。

市民も市職員も、自治形成能力を高めるため、研修や学習だけでなく、実践を通じた自己啓発に励むことが必要であると考えます。

そして、一人ひとりの意識改革がなされ、まちづくりの核となるリーダーが育つなど、人づくりによる自主的なまちづくりに発展していくことを期待します。

第7章 住民投票

(住民投票)

第19条 市は、まちづくりに関する重要な事項において、直接市民（市内において活動する団体を除く。）の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

3 前項に定める条例に基づき住民投票を行うときは、市長はその目的及び投票結果の取扱いを事前に明らかにしなければならない。

【解説】

住民投票について定めたものです。

市民参画の最終的な手段である、住民投票制度を設けることができるとしています。

住民投票制度は、どうしても解決の方向が見出せない場合の最終手段として位置づけられるべきものであり、安易にすべきものではないと考えます。

実施する場合には、その案件に応じ、十分な議論を行ったうえで、必要な事項を別に定め、その取扱いについても明確にすべきであると決めました。

第8章 行政及び財政の運営

(総合計画等)

第20条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画や個別分野ごとの計画（以下「総合計画等」という。）を、この条例の基本理念に則り、市民の参画を得ながら策定するものとする。

【解説】

市の最上位計画である総合計画をはじめ、重要な計画等が本条例の基本理念に則り、市民参画のうえで策定されることを定めたものです。

(まちづくり評価)

第21条 市は、まちづくりの課題や市民のニーズに対応した能率的かつ効果的な市政運営を進めるための評価（以下「まちづくり評価」という。）を行い、その結果を市民に公表するものとする。
2 前項のまちづくり評価は、まちづくりの状況の変化に対応し、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善するものとする。

【解説】

まちづくりに対する評価について定めたものです。

総合計画の進捗管理や行政評価など、市の施策に対する評価を「まちづくり評価」と位置づけ、その評価の必要性と市民への情報提供を定めました。

また、評価方法については、常に見直し、検討を行っていくものとしています。

(財政の仕組み)

第22条 市は、前2項に定める総合計画等やまちづくり評価を踏まえた財政の仕組みを確立するとともに、財政状況を市民に公表するものとする。

【解説】

財政運営について定めたものです。

財政運営は、総合計画等やまちづくり評価と連動することにより運営していくべきと定めました。

また、財政状況は市民にわかりやすいかたちで公表していくことが必要です。

第9章 連携

(地域間の連携)

第23条 市民は、それぞれの地域が育んできた歴史や文化などを認め合いながら、地域間での連携を図り、まちづくりを推進するものとする。

【解説】

第9章では様々な連携の重要性について述べています。

日光市は全国で第3位、栃木県の約4分の1の広大な面積を有し、また、旧5市町村が特色のある歴史・伝統を併せ持っています。

その特色ある新市が、新たな可能性として発展していくため、市内の各地域においてもその多様性を認め合いながら連携を図っていくこととしました。

(広域連携)

第24条 市は、近隣自治体や県、国、及びその他の機関との情報共有と相互理解のもと、広域的な連携を図り、まちづくりを推進するものとする。

【解説】

近隣自治体や県、国といった広域的な機関等と連携を図りながら、まちづくりを推進していくことを定めています。

(国際的な連携)

第25条 市は、国際感覚豊かな人材を育成し、国際観光都市としてのまちづくりを推進するため、積極的に国際的な連携に努めるものとする。

【解説】

国際観光都市「日光」としての国際的な連携について述べています。

世界的にも有名な資源を数多く持つ日光市として、また、国際交流によるグローバル共生の心を育むため、姉妹都市との市民交流や国外への情報発信等、国際的な連携を図るものとしています。

第10章 条例の位置付け

(最高規範性)

第26条 この条例は、日光市におけるまちづくりの最高規範であって、まちづくりのあらゆる活動は、この条例の規定に即して実施されなければならない。

2 市は、この条例の規定に基づき、その他の条例、規則等の制定改廃に努め、この条例の理念の実現を図らなければならない。

【解説】

この条例を、市政運営の最高規範（行動・判断の基盤）として位置づけしたものです。

そして、他の条例や計画についてもこの条例の理念に基づき判断されるべきであるとしています。

(条例の検討及び見直し)

第27条 市は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例を守り育てるための検討をしなければならない。

2 市は、前項の検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて必要な措置を講じなければならない。

【解説】

条例の検討及び見直しについて定めたものです。

まちづくり基本条例は、市民の力で「育てていく条例」です。

今後、市民がこの条例とともに自治意識の心を高め、成長していくことを期待するとともに、この条例は不変のものではなく、成長した市民によって更なる成長をしていくことを願います。

そして、市民がいつまでもこの条例を愛し続けることができるよう、一定の期間ごとに検討・見直しをしていくことを定めています。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定めるものとする。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。